

アラブ首長国連邦 における債権回収 概況

コレクション・レポート
サマリー

アラブ首長国連邦における債権回収概況

- 国内の大企業の支払慣行は全体的に良好である一方で、中小企業との取引には不払いの重大なリスクを含みます。倒産状態の債務者には懲役刑が科されるため、債務不履行に陥った場合、失踪する傾向が顕著です。
- 法的枠組みは複雑であり、裁判所は独立性および信頼性を欠く傾向にあります。手続きの遅延は禁止されており、費用は法外に高額です。
- 破産法は、債権回収のサポートとしては期待できません：債務再交渉のメカニズムが整備されましたが、広い分野で事例に乏しく、清算が優先されるため、債権者による回収の余地はありません。

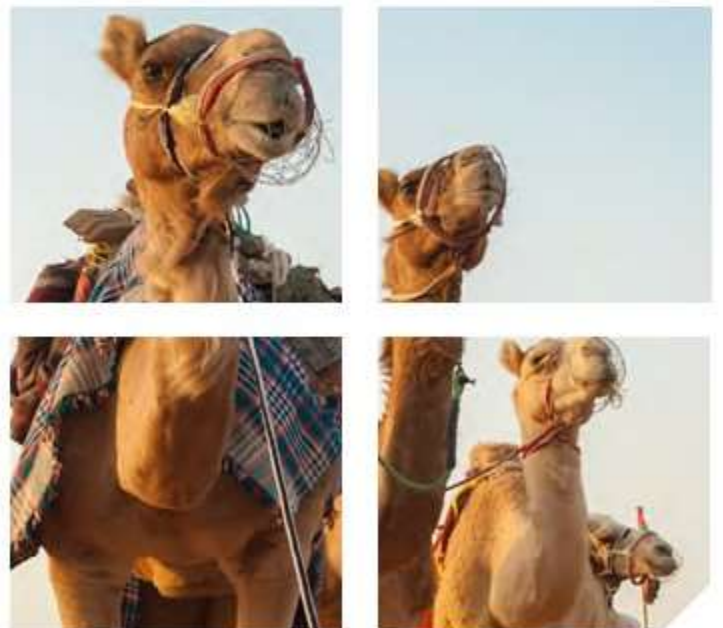
回収の難易度



各種難易度



支払	\$ \$ \$ \$
裁判所手続き	⚖️ ⚖️ ⚖️ ⚖️
倒産手続き	👉 👉 👉 👉



EULER HERMES

Our knowledge serving your success

目次

概要.....	3
財務情報の入手.....	3
主な会社形態.....	3
法制度.....	3
債権回収.....	4
売掛債権回転期間（DSO）.....	4
支払遅延利息.....	4
債権回収費用.....	4
債権者保護.....	4
債権支払の商習慣.....	4
未収債権の回収プロセス.....	5
裁判に頼らない回収方法.....	5
法的措置.....	5
訴訟に代わる措置.....	7
倒産状態の債務者への対応.....	8
倒産手続き.....	8



概要

財務情報の入手

概して、信頼性の高い財務データへのアクセスは、湾岸協力会議（GCC）地域全体にわたり直面する課題であり、UAE では企業に対して財務報告を法律上求めていないため、そのようなデータの入手は困難です。例外は、上場企業です。結果として、将来のビジネス・パートナーの財務情報を独立した第三者から簡単に入手することはできませんし、非公式な関係者から入手した文書を全面的に信頼することはできません。ユーラーヘルメスは、主に、直接電話をするか、クレジットアナリストによる企業訪問を通じて財務データを収集し、各企業の財務健全性や事業内容を反映した格付けを行っています。格付けは、当社の得た情報や分析結果の中核を成すもので、お客様によるリスクの把握と回避をお手伝いするものです。最新の情報を提供するため、データは常にモニタリングされ、経営上の意思決定をサポートしています。

主な会社形態

責任の範囲は、以下の会社形態によって決定されます。

- ・ 個人事業主
個人で経営する小規模な事業に適用されます。しかし、個人事業は責任の範囲が限定されている事業体ではないため、事業主は事業に関わる債務に関する全ての責任があります。
- ・ 異なるタイプのパートナーシップも選択可能です。合名会社（General Partnership）は、パートナーシップの全資産を上限として合同で責任を負う2名以上のパートナーにより形成されます。パートナー各々を業者と見なし、パートナーシップの破産は全パートナーの破産と同義とします。合資会社（Limited Partnership）は、パートナーシップの債務について、全資産の範囲で、共同で責任を負う1名以上のゼネラル・パートナー、および、パートナーシップの債務に対する責任の範囲が自身の出資範囲に限定されている1名以上のリミテッド・パートナーで構成されます。
- ・ UAE では複数の会社形態があります。有限責任会社（Limited Liability Companies : LLC）は、UAE で事業展開する外国企業によって利用される最も一般的な会社形態です。その事業目的を達成するにあたり十分な資本を持たなければならず、パートナーによりその資本は確保されるものとしませんが、UAE で設立された LLC の株式の最低51%はUAE 人、または、UAE 人（または、GCC 諸国（すなわち UAE、サウジアラビア、バーレーン、クウェート、カタール、オマーン）の国民）が100%所有する企業が保有するものとし、また、実務上は、非公式ながら、「スポンサー」が、当該企業に投資することなく、スポンサー料や収益の一部を固定比率（年率）で得ています。株主の責任は各々の持分評価額に限定されます。
- ・ 公開株式会社（Public Joint Stock Company）は、等価値の譲渡可能株式で資本構成される企業です。各パートナーは、資本における自身の拠出割合までしか責任を負いません。かかる企業は、当該企業の設立目的を実行するにあたり十分な水準の資本を有しなければなりません。その資本金は1,000万UAE ディルハムを下回ってはいけません。



売掛債権回転期間

(DSO) :

UAE における支払期間は、長きにわたり30日でしたが徐々に60日まで延長されるようになってきています。



非公開株式会社（Private Joint Stock Company）は、株式の公募を行わない企業です。その資本は200万UAE ディルハムを下回ってはいけません。

- ・ また外国企業はUAE に支店を設立することができますが、独立した法人格を持たず、各々の責任の範囲はその資産に限定されません。つまり、償還請求は、親会社の資産にまで及ぶことがあります。最後に、パートナーの1人が自身の名前で請け負う1つ以上の営利事業から生じる損益を分け合いたいと考える2名以上のパートナーによって締結された契約書を通じて合弁会社（Joint Venture）を設立することもできます。第三者は、彼らの取引先であるパートナーに対してのみ償還請求を行うことができます。

法制度

UAE には、民法およびシャリーア法に基づく法律制度があります。UAE は7つの首長国で構成される連邦であり、ドバイ首長国、ラアス・アル・ハイマ首長国を除き、共通の連邦司法制度を共有しています。

司法制度は、第一審裁判所（court of general jurisdiction）、控訴裁判所（Appeal Court）および大審院（Cassation Court）を通じて組織化されています。専門家裁判所はありません。つまり、全ての商事紛争は専門家ではない裁判官により審問されます。

加えて、UAE に登記している企業により提起された全ての民事問題に対して管轄権を有する地方裁判所と、コモンローに基づく異なるルールを適用し、フリーゾーンにのみ登記している企業が起こした訴訟について管轄権を有するドバイ国際金融センター裁判所等のフリーゾーンの機関を区別する必要があります。

債権回収

売掛債権回転期間 (DSO: Days Sales Outstanding)

UAEにおける支払期間は、長きにわたり30日でしたが徐々に60日まで延長されるようになってきました。上場企業の平均DSOは62日間であり、業種によって大幅に異なります。特に、石油・ガス、建設またはサービス関連の大企業は、支払期間を延長することが多いですが、通常支払義務を履行します。中小企業（例えば一般的な貿易業者）は、債権者に償還請求権がない状態で、債務不履行に陥る傾向があります。実際には、UAEには効率的な管理・登録、倒産法あるいは破産法がないため、支払義務の不履行が刑事犯罪であることを踏まえ、ほとんどの小規模の貿易業者は投獄を回避するために「逃亡」のルートを選択します。また、UAEに登記しているほとんどの企業において、事実上は外国人が会社の実権を握っており、問題が起きると失踪する傾向にあります（スポンサーは、事業経営にほとんど関与せず、債務に責任を負いません）。

支払遅延利息

UAE 商法第76条の通り、「債権者は、契約書で定めた利率に沿って、商業融資に利息を課す権利を有します。利率が契約書で取り決められていない場合は、取引時の実勢の市場金利に沿って計算されるものとします。但し、この場合支払いが行われるまでの間、12%を超えてはなりません。」

債権回収費用

債権回収費用が債務者に課されることはありません。

債権者保護

UAEにおける倒産法は、債務者が請求金額を全額支払うまで、物品に対する売り手の所有権を留保することを目的とした所有権留保 (RoT: Retention of Title) の合意の正当性を認めています。また、ある特定の状況下では、同法は債務者が第三者に物品を売却した場合でも、所有権維持の可能性を認めています（商法第118条から119条）。しかし実際には、当該条項を執行することは引き続き大変困難であり、ようやく手続きが行われ（手続きがある場合）、物品差し押さえの時が来た時に、物品がまだそこにあるという保証はありません。

債権支払の商習慣

最も一般的な支払い手段は、以下の通りです。国際取引では、早くて安全、かつ国内外で拡大する銀行間ネットワークがサポートする銀行送金が最も一般的です。輸出取引では、輸出取引信用保険が有効な手段として挙げられます。これは顧客の突然または予想外の倒産リスクを最小限に抑えるものです。ユーラーヘルメスの世界各地に所在する審査部門は、取引先企業の財務健全性を監視し、顧客が取引を行う際の与信限度額、つまり、債務不履行があった場合に請求できる具体的な与信限度額を設定します。



遅延利息：

債権者は、契約書で定めた利率に沿って、商業融資に利息を課す権利があります。



取引信用保険とは別の手段として、スタンドバイ信用状（債務者の信用力と弁済能力を銀行が保証する）が利用されますが、これは、顧客が約定の債務を履行できない場合に最後の支払い手段として発動できる確実な保証となります。また、取消不能・確認付き荷為替信用状（当事者間で具体的に合意した一定条件が満たされれば、一定の金額が銀行から受益者に支払われることを債務者が保証する）の利用についても次第に信頼性が高まっています。

地方銀行からの保証を利用することも可能ですが、そのプロセスには最長で1週間を要します。

小切手は支払い手段として一般的です。これは、未払いとなった場合、裁判所によって直接執行される確実な債務証券として利用するためです。また、誠意なく、十分に考慮せず、小切手を交付した場合、懲役（1か月から3年）や100～30,000UAEディルハムの罰金が科されることがあります。特筆すべき傾向としては、先日付小切手が支払保証として利用されています。ただ、実際には、当該地域において小切手が不渡りになる確率は極めて高いです。

信用状の利用率は低下していますが、ディスカウントまたは譲渡による短期の資金調達源であるため、依然として支払い手段として妙味があります。特に、分割払いに適しています。前払いと頭金は一般的で、頻繁に利用されます。



未収債権の回収プロセス

裁判に頼らない回収

和解交渉

過去数年間にわたり明らかな改善や、ビジネス関連の問い合わせの迅速化を図る明確な意図があったにもかかわらず、UAEの司法制度には大きな改善の余地があります。「司法の独立」と「法の支配」の原則が1971年の憲法で認識されているものの、国内裁判所は、実務上、信頼性および独立性を欠く状態にあります。従って、好ましい判決を得られるかどうかは不確実です。実際には、申立てが大きな影響を及ぼすもので勝訴する確率が高くない限り、国内裁判所で訴訟を起こすのは推奨されません。結果として、和解の機会は、正式な法的手続きの重要な代替手段として常に検討されなければなりません。

債務者に対して法的手続きを開始する前に、債務者の資産を評価しなければなりません。それによって会社が引き続き機能しているのか、回収の機会はその程度なのかを推定することができます。また、債務者の支払い能力の状態に注意を払うことが不可欠です。倒産手続きが開始している場合、債務の執行は事実上不可能になります。

法的措置

通常の手続き

法律上の督促は、債務者に元金と遅延利息の支払い義務の履行を求め、督促状を送付することから始めなければなりません。

商事紛争はドバイの和解・調停委員会 (Reconciliation and

Settlement Committee) で解決されます (50,000UAE ディルハムを下回る紛争は、全て、紛争和解センター (the Centre for Amicable Settlement of Disputes) に申立てを行わなければなりません)。

和解交渉が決裂した場合、債務が具体的な金額または清算金額のためのものであること、ならびに、債務が確実かつ議論の余地がないこと (例えば、商業書類を通じて、文書上確認ができるなど) を条件として、民事訴訟法では略式判決手続きを認めています。この場合、債務者は判決書を送達され、15日以内に支払わなければなりません (または、答弁書を提出しなければなりません)。答弁書が提出された場合、紛争は第一審裁判所の通常の訴訟を通じて解決されなければなりません。

通常法的措置は回避されるべきですが、行われた場合、一般には両者の話し合いによる回収が失敗に終わった時から始まります。債権者は裁判所に訴状を提出し、その後裁判所が債務者に呼び出し状を送付します。債務者は、回答の提出が求められ、その後当事者間で意見書が交換されます。UAEにおける全ての裁判所手続きは文書で行われ、民事訴訟では実質的に口頭審理はありません。当然、全ての手続きはアラビア語で実施され、全ての文書は翻訳されなくてはなりません。裁判所は、通常、損害賠償を命じる判決、履行を命じる判決により救済を与えることができますが、UAEでは差し止めによる救済は行われません。同時に、差し押さえ命令を引き出すことは困難です。申立ての通り被告に対する一応の証拠がある事案や、申立人が判決を執行できない真のリスクが存在しなければなりません。実際には、当該資産の消失リスクを証明することが困難であるため、UAE人またはUAE企業の資産に対してかかる差し押さえ命令を得ることは困難です。UAEでは、訴訟当事者が派生的損失や懲罰的損害賠償を回収することができるのはまれです。

必要書類

顧客の代理人である弁護士を承認する委任状は、正式に公証人によって署名されなければなりません。UAE で署名を受けの場合、委任状は、英語とアラビア語の2か国語で作成される必要があります。国外で作成される場合は、顧客の本国の管轄官庁の署名を受け、その後 UAE の大使館と UAE 外務省からの認証を受けなければなりません。当該文書は、訴訟を起こす前、あるいは、起こす時点で、弁護士に送付しなければなりません。また、証拠となる全ての関係書類は、公認法務翻訳者によりアラビア語に翻訳され、原本と共に提出されなければなりません。

期限

民法では、民法第 473 条で、15 年間という基準期間を規定しています。しかし多くの場合、適用される時間枠は、それよりもずっと短いです。例えば、契約違反の時間枠は 15 年以内ですが、小切手の不渡りは 1 年から 3 年以内に申立てを行う必要があります。

保全措置

資産の差し押さえについて、UAE の裁判所には暫定的または差し止めによる救済という概念はありません。しかし、申立てが裁判所に対して行われたと仮定して、裁判官が、債務者が支払いを行わないリスク、または、資産消失のリスクがある場合は、資産の仮差押え認めることがあります。しかし、実際には、当該手続きは裁定されることがほとんどなく、債権者側は当該申立てが成功する可能性が高く、予防措置が取られなければ損害賠償金だけでは不十分であることを示す必要があります。緊急の場合には、裁判所が同日中にこれらの決定を一方的に下しますが（例えば、債務者不在で）、裁判所は通常、無責任な行動から債務者を守るべく、費用に対する担保を提供するよう債権者に命令します。

控訴

敗訴当事者は、判決言い渡し後 30 日以内に、民事裁判所の第一審判決を不服として控訴裁判所に控訴することができます。控訴裁判所では、事実と法律の両方の問題を考慮し、判決が再検討されます。

控訴裁判所は、第一審裁判所の判決を追認または覆し、それに代わる独自の判決を下します。ある場合には、控訴裁判所が第一審裁判所に事件を差し戻すことがあります。

ラアス・アル・ハイマを除き、第二審で下された判決は大審院に上訴することができます。大審院では、法律上の問題のみ再検討します（法律の不適切な解釈、理由説明の不履行、手続き要件順守の不履行等）。数週間、場合によっては数カ月が経過して初めて、口頭審理の予定が決定されますが、大審院における上訴手続きは、通常、控訴裁判所によって下された判決の執行を止めるものではありません。



ユーラーヘルメスの債権回収サービス

債権取り戻しの成功確率を最大限に高め、訴訟による費用や遅れを回避するためには、法的措置をとる前に回収努力をすることが常に重要です。当社の基本方針は、現地債務者の言語による書状、Eメール、電話を用い、債務者に近いところで回収するということです。ユーラーヘルメスや外部業者による当社のグローバル債権回収ネットワークは、売掛金回収と交渉のエキスパートであり、大切な取引関係を保持しながら前向きな成果を提供します。ユーラーヘルメスは、法的手段によらない解決、および訴訟準備から判決、法執行まで、万全の回収プロセスで対応しています。

(日本国の債務者に対しては行っていません)

法的強制力のある裁判所判決

最終判決が確定し次第、判決の執行が可能となります（例えば、異議を申し立てる全ての機会を使い果たした場合）。債務者が15日以内に判決に従わない場合、債務者の資産が存在する限り、執行裁判所（the Execution Court）に対して差し押さえ命令を、また極端な状況では、債務者の収監を要請することが可能です。

執行手続きは、簡潔に見えるかもしれませんが、債務者の資産の存在次第では、複雑で時間がかかる可能性があります。詳細な規制の枠組みが欠如しているため、仲裁判断を執行することが困難だと判断することがあります。

訴訟にはどのくらいの期間がかかりますか？

第一審で判決が下されるまで、訴訟の複雑さに応じて、9か月から2年を要します。また、執行を遅らせるために債務者側が異議を申し立てることが頻繁にあります。その結果、前述の通り、特に債務者が「逃亡」の道を選択すると、執行が困難になります。

費用はどれくらいかかりますか？

一般原則として、勝訴当事者は訴訟費用（平均2,000UAEディルハム）の一部に対する補償しか受け取ることが期待できませんが、裁判費用（申立ての4%~7.5%、上限は30,000UAEディルハム（8,000米ドル））は全額回収できます。裁判費用は、判決内容、ならびに、申立てを行った裁判所によって変わります。

訴訟に代わる措置

裁判外紛争解決制度（ADR）

許容できる妥協点に達することが文化的に容易ではないものの、仲裁は次第に普及しつつある裁判外紛争解決制度の一つです。そうは言っても、実務には具体的な法的枠組みが欠如しています。裁定の執行が困難だと判断することがあります。

外国裁判所

法令により、事業のパートナーの外国裁判所における紛争の解決（つまり、外国法に基づく解決または外国裁判所での解決）が許容されていたとしても、UAEの裁判所は外国法の適用に消極的であり、UAEの裁判所が紛争を処理する正当な権限があると判断する場合、通常、外国の管轄権条項を無視することを強調しておかなければなりません。また、国内裁判所が外国法の適用に合意した場合でも、元となる管轄地域で適用された判例を考慮に入れることなく解釈する可能性があります。最終的にUAEの裁判所が最も一般的に、様々な法律分野（政府との契約、海上輸送、保険法、雇用法、財産法等）、ならびに、UAEにおける社会的秩序と見なされるその他の問題にわたり専属管轄権を保持します。

外国裁判所による裁定の執行

国内裁判所による、UAE人に対して下された外国裁判所裁定の執行は一般的に困難です。外国裁判所の裁定が執行力を持



つと見なされるためには、まず国内裁判所の裁定であると認識されなければなりません。二国間または多国間の相互保証、あるいは、執行条約（リヤド条約等）が存在する場合、この要件は通常形式的なものです。

しかし、かかる協定や合意がない場合、執行する裁判機関が申立てに対して判決を下す専属管轄権を有しないことを確認する承認手続きを通じて、かかる判決が資格のある裁判所によって下されたものであり、判決を下した国における最終判決であり法的強制力があること、そして両当事者が適正手続きの恩恵を受けているかどうかを確認します。裁判所は、最終的に、外国裁判所による判決がUAEの裁判所に過去に下された判決と矛盾しないこと、ならびに、執行がUAEにおける公衆道徳や社会秩序に反していないことを確認します。

UAEは、2006年より1958年の外国仲裁裁判所の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締結国です。従って、国内裁判所も、外国仲裁手続きにより決定された裁定を執行しなければなりません。しかし、2013年付の新たな判例法は、先の「外国裁定支持」の判決と矛盾しており、ニューヨーク条約の影響下の裁定であっても、実際には、民事訴訟法で定められた規定の影響を受けることを示唆しています。このニュースは、伝統的な国際仲裁のスキームが無効化される可能性があることを示唆しているため、一部の専門家からは深刻かつ憂慮すべき後退であると捉えられています。

ユーラーヘルメスの法的手続きサポート

法的措置が必要な場合、ユーラーヘルメスは、当社および外部業者のグローバル債権回収ネットワークを利用して、判決から執行までの訴訟プロセス全体をサポートいたします。法的措置は多くの場合複雑で費用がかかるため、訴訟開始前にすべての費用をお客様にお知らせし、最適な手段をご提案します。

（日本国の債務者に対しては行っていません）

倒産状態の債務者への対応

UAE の新たな破産法である UAE 新破産法（2016 年連邦法第 9 号）は、2016 年 9 月 29 日に公布され、同年 12 月 29 日に施行されました。同新法の実務上の効果を評価するのは時期尚早ですが、業界の実務家の間では、新法は歓迎すべき展開であり、UAE における事業運営の在り方に広範囲にわたる影響を及ぼす可能性がある、という意見でほぼ一致しています。UAE 新破産法は、商法（1993 年連邦法第 18 号）第 5 章の破産および更生に関する規定を破棄・差し替えし、旧法から多くの重大な変更を実施しました。

倒産手続き

私的整理

債務者は、「債権者との和解に達するにあたり支援が必要となる財政的苦境に直面し」、債務支払いが不能となった日から連続して 30 日以内であれば、予防的和解（Preventive Composition）手続きを申請することができます。

破産法第 5 条によると、「予防的和解手続きの目的は、予防的和解スキーム下および裁判所の監督下で」、管財人の助けを借りて、「債務者が債権者と和解する支援を行うこと」とされています。予防的手続きは、債務者と協力し、裁判所の監督下で、管財人によって行われます。かかる手続きは、債務処理の条件を含む予防的和解スキームの詳細を決定し、その内容を債権者が承認し、終了します。

債務者の引継ぎ財産を保護するという当該手続きの目的のために、裁判所で逆の判決が出ない限り、債務者は世襲財産の処分を禁じられ、債権者は債務者に対する手続きを停止されることとなります。

債務整理

UAE 破産法第 3.1 条により、内閣として知られる「UAE 閣僚評議会（Council of Ministers）」は、いわゆる「財務再建委員会（Financial Restructuring Committee）」を設置する決議を発します。同委員会の役割は、引き続きその決議を通じて詳細に定義されますが、破産法は同委員会の機能の一部を拡張しています。これにより、同委員会が主として 2 つの問題に取り組むことが期待されます。まず初めに、同委員会が、債権者と債務者間の合意に基づく契約を促すために、専門家の助けを借りて、企業の財務再建手続きの管理を監督します。

それに加え、同委員会が、不適格と見なされた人物や、破産に関する制裁や命令を課す判決が言い渡された役員の登録台帳を設定・管理します。この種の登録は、UAE で事業を運営し、融資先企業の財務健全性を把握することができなかった企業が長期にわたり求めてきたものです。



破産手続き

破産手続きは、次の主体が申し立てることができます。：(a) 債務者（連続する 30 営業日の間、支払期日の債務返済を停止した場合）(b) 最低 100,000UAE ディルハムの通常の負債を有する債権者（債務者が通知日から連続する 30 営業日以内に返済期限が到来している債務の返済を行わない場合）および(c) 裁判所（債務者が売掛債権の状態にあることを証明する検察官からの要請に応じて）。

破産法により規定される当該手続きは、企業の財務健全性に応じて、2 つのシナリオを規定しています。(i) 可能であれば、事業再編スキームの適用のサポートによる債務者の更生、(ii) 債務弁済のための資産の公正な清算手続きをサポートすることによる、債務者の破産宣言。

債務者の更生手続きは、予防的和解手続きとして、債務者と協力し、裁判所の監督下で管財人により実行されます。当該手続きは、3 カ月以内に更生スキームの詳細を決定し、終了します。更生スキームには債務処理の条件を含み、決定に当たっては、債権者による投票を行います。

債務者の破産宣言は、債務の清算が達成されなかった場合に、その理由に関わらず、判決を通じて行われます。判決に基づき、債権者は 10 営業日以内に申立てを行うことができます。申立てが行われない場合は不服がないものとみなされます。また、破産手続きは、裁判所により指名された管財人によって実施されます。管財人は、破産法第 132 条に規定された財産保護規定に該当しない債務者の資産を監査・清算します。



優先の原則

資産の清算後、管財人は、同法の条項の通り、清算金額を債権者の優先順位に基づき配分します。破産法第6章の第5節に準じた支払の優先順位は次の通りです。：(i)保証された財産の売却過程で生じた管財人の出費、(ii)保証債権を有する債権者、(iii)裁判官、専門家、管財人の手数料・費用、(iv)従業員への労働の対価、(v)適格な裁判所判決に従って債務者が支払う資産維持のための債務。

否認の行使（クローバック）

クローバックと株主：(i)管財人は、過去の配当支払いが架空利益から行われたという結論を下すことがあります（商社会社法第30条下の、期限に定めのない遡及的発覚）。(ii)管財人は、株主に対して債務者側企業が行った全ての支払いを回収します。

クローバックと銀行：債権者が、債務者の財務状況がマイナスであることを認識している場合、新法には広範囲にわたるクローバック条項があり、第168条において(i)寄付／贈与、(ii)債務の繰上返済、(iii)過去の債務のための、債務者の資産に対する新たな保証、は無効とされることがあります。銀行は、顧客の困窮を知る立場にあるため、しばしば影響を受けます。従って、(i)ローン契約では、企業の銀行に対する通知を義務付け、(ii)ローン契約では、通常、非公式な倒産プロセスが開始された場合、即座に銀行が融資の返済を要求することが許されています。(iii)UAEの銀行は、裁判所で

開始された破産手続きの経過を追うためのモニタリングシステムをいずれ確立する可能性が高いと言えます。

倒産手続きにはどのくらいの期間がかかりますか？

破産手続きから刑事罰の除外を求める数多くの要請があるにもかかわらず、依然としてUAEの裁判所が課す制裁手段となっています。そのため、破産法第7章の第6節では、取締役会、経営陣、清算人、管財人又は専門家の行動が債務者の引継ぎ財産に損害を与え、債権者に被害が及んだ場合、彼らに懲役刑が科されることがあるという一連のシナリオを提示しています。かかる懲役の刑期は、1年から5年です。

ユーラーヘルメスの倒産手続きサポート

ユーラーヘルメスは、債務者、債権者、弁護士と密接に協力しながら倒産手続きや更生手続きをサポートします。倒産手続きには数多くのオプションがあり、当社ではお客様に最も適したオプションをご提案いたします。

(日本国の債務者に対しては行っていません)

※本レポートは、ユーラーヘルメスグループ、Economic Research、Country Reportに掲載の、Collection Complexity United Arab Emirates’ 参考訳として和訳したものです。詳細は以下サイトを参照下さい。

https://www.eulerhermes.com/en_global/economic-research/country-reports/United-Arab-Emirates.html

This Collection Profile is published by Euler Hermes, a company of Allianz, for information purposes only. The information provided therein shall not be regarded as providing any legal advice or advice of any kind. Readers should make their own independent evaluation of this information and under no circumstances shall any action be undertaken solely relying on it, while legal advice should be sought with legal practitioners at all times. While this information has been collected and drafted by recognized experts in their field and it is believed to be correct and reliable, Euler Hermes makes no warranty (express or implied) of any kind, in regards to the accuracy or completeness of this information, nor does it accept any responsibility or liability for any loss or damage arising in any way from any use made of, or reliance placed on, this information. This material should not be reproduced or disclosed without our consent. It is not intended for distribution in any jurisdiction in which this would be prohibited and Collection Profiles are subject to change without notice.

© Copyright 2017 Euler Hermes. All rights reserved.

Euler Hermes, a company of Allianz, leader in credit insurance solutions helping companies grow their business safely at home and abroad, provides global commercial debt collection services with true end-to-end capability. Euler Hermes offers both domestic and international trade debt collection services worldwide. Through our network, we use our experience and knowledge of local markets to ensure a professional service for our